

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28－⑤)

政策分野名 【施策名】	様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立			担当部局名	大臣官房政策課食料安全保障室(大臣官房政策課技術政策室、環境政策室、大臣官房国際部、消費・安全局、食料産業局、生産局、農村振興局、政策統括官、農林水産技術会議事務局、水産庁) 【大臣官房政策課食料安全保障室/技術政策室/環境政策室、大臣官房国際部国際政策課/国際地域課/海外投資・協力グループ、消費・安全局植物防疫課/動物衛生課/畜水産安全管理課、食料産業局食品流通課(商品取引室)、生産局技術普及課/農業環境対策課/畜産振興課/飼料課、農村振興局整備部設計課、政策統括官付(農産企画課/穀物課/貿易業務課)、水産庁資源管理部国際課】		
政策の概要 【施策の概要】	国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することが必要である。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図る必要がある。 他方、世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因(リスク)が顕在化しつつあり、中長期的な食料需給のひっ迫が懸念され、また、自然災害や輸送障害などの一時的・短期的に発生するリスクも存在している。 このため、不測の事態に備え、平素からこれらのリスクの影響等を分析、評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備、関係者による共有を進める。また、リスクの分析、評価を踏まえた、食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討、実施することにより、総合的な食料安全保障の確立を図る。			政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保		
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 1(5)様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立			政策評価 実施予定時期	平成30年度		
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	政策手段の概要等	平成28年行政事業レ ビュー 事業番号	
	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]				
	(1) 植物防疫法 (昭和25年)	-	-	-	-	当該法律に基づき、輸出入植物及び国内植物を検疫し、また、植物に有害な動植物を防除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。	—
	(2) 家畜伝染病予防法 (昭和26年)	-	-	-	-	国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 当該法律に基づき、家畜伝染病等の発生予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じることにより畜産の振興を図り、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。	—
	(3) 家畜保健衛生所法 (昭和25年)	-	-	-	-	都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠、その業務等を規定。 当該法律に基づき、都道府県は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、家畜保健衛生所を設置することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。	—
	(4) 持続性の高い農業生産方式の導入 の促進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー(注1))に対し、金融上の特例措置を講ずること、生産資材確保等生産面における不安要因への対応に寄与する。	—
	(5) 家畜排せつ物の管理の適正化及び 利用の促進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を規定することにより、堆肥の有効利用が図られ、生産資材確保等生産面における不安要因への対応に寄与する。	—
	(6) 商品先物取引法 (昭和25年)	-	-	-	-	商品市場の監視を行い、必要に応じて外国規制当局と協力しつつ適切な市場管理を行うとともに、商品先物業者等の適正な運営を確保することにより一般投資家等の保護を図り、商品市場の健全な運営を確保する。これにより、透明性のある客観的な価格の形成を図るとともに、生産者・流通業者等にリスクヘッジの場を提供し、商品の生産・流通の円滑化に寄与する。	—

	主要食糧の需給及び価格の安定に (7) 関する法律 (平成6年)	-	-	-	-	主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。	-
	水産防疫対策事業 (8) (平成15年度) (主)	82 (80)	75 (74)	80 (80)	63	水生動物の伝染病の発生予防及びまん延防止のため、①水生動物疾病の診断等緊急対策、海外の水生動物疾病情報の収集、水産動物疾病の診断法の開発・改良、水産用医薬品の基礎的な研究・開発、未侵入疾病のリスク評価、②国内の防疫対策を担う技術者の養成、輸入水生動物の疾病検査及びモニタリング、疾病浸潤状況調査、疾病に関する技術書作成・普及等、③国内で問題になっている水産疾病に関する調査・研究を行う。 我が国に発生しない水生動物の海外悪性伝染病の水際防疫の強化や国内で発生している伝染病的確な防疫を行うとともに、国内防疫を担当する養殖衛生管理技術者の養成を行うことにより、安全な水産物の安定供給に寄与する。	0046
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業費 (9) (平成22年度) (主)	112 (98)	133 (107)	145 (129)	154	地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等や獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生に対する臨床実習の実施及び臨床獣医師に対する卒後研修、女性獣医師等に対する職場復帰や再就職に向けた研修等の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図る。 家畜診療や家畜防疫を担う獣医師を育成・確保し、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の健康の確保と安全な畜産物の安定供給に寄与する。	0050
	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 (10) (平成20年度) (主)	45 (45)	60 (58)	54 (54)	76	①鳥インフルエンザ(注2)の検査に不可欠な診断薬(ゲル内沈降反応用抗原及び指示血清並びにリアルタイムPCR用試薬)の製造・配布、②家畜保健衛生所における病性鑑定に必要な免疫血清の製造及び微生物株(細菌、ウイルス等)の収集・性状解析、③地方病性牛白血病(EBL)の検査に必要な試薬の製造と都道府県への配布、④野生動物での家畜の伝染性疾患の感染状況を把握するとともに、得られた結果から、野生動物での疾病の発生状況を評価を行う。 家畜群への伝染性疾患の侵入を監視するとともに、伝染性疾患が侵入した場合に早期に摘発できる検査体制を整備することにより、家畜の伝染性疾患の発生及びまん延を防止し、畜産物の安定供給に寄与する。	0049
	家畜衛生対策事業 (11) (平成17年度) (主)	1,840 (1,839)	1,930 (1,696)	1,731 (1,729)	1,567	①我が国におけるBSEの浸潤状況を把握し、飼料規制等のBSE対策の有効性を検証、②畜産経営に大きな影響を及ぼす家畜の伝染性疾患の清浄化対策等に対する生産者の自主的な取組を支援、③国産畜産物の安全性の一層の向上のため、高度な衛生管理を畜産農場に普及、④各都道府県の家畜保健衛生所の家畜疾病検査に係る精度管理体制を構築、⑤動物用ワクチンの需要が急増する緊急時における、動物用ワクチンの製造又は増産体制の整備。(26年度補正)、⑥疾病流行時等の緊急時におけるワクチン等の流通体制の整備及び安定供給を実施する。 当該事業を実施することにより、畜産物の安定供給に寄与する。	0048
	家畜伝染病予防費 (12) (昭和19年度) (主)	3,231 (1,359)	3001 (1,945)	2,625 (1,541)	3,231	家畜伝染病予防法に基づき、①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ病(注2)等の家畜伝染病の発生時に、殺処分した家畜等の所有者への手当金の支払い、②口蹄疫等同法第16条に規定する伝染性疾患の発生時に、殺処分した家畜等の所有者への特別手当金の交付。また、③都道府県が実施する家畜伝染病予防事業の費用の全部又は一部を負担を実施する。 主要な家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止対策を講ずることにより、畜産物の安定供給に寄与する。	0044
	消費・安全対策交付金 (13) (平成17年度) (主、関連:27-1、12)	3,890の内数 (3,700の内数)	3,395の内数 (3,093の内数)	3,145の内数 (3,100の内数)	1,810の内数	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性疾患・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、③の取組の家畜衛生対策による生産性向上の推進等により、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	0047
	植物防疫事業交付金 (14) (昭和60年度) (主)	293 (293)	291 (291)	290 (290)	290	我が国の農業生産の安全と助長を図るため、発生予察事業の実施等により、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止する。 病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。	0045
	農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業委託費 (15) (平成26年度) (主)	-	96 (85)	76 (68)	67	輸出重点品目のうち、輸出相手国で登録のない農薬等が使用されているものについて、輸出相手国の残留農薬基準に適合するよう、天敵の使用など農薬の代替技術を導入するとともに、海外での取組事例を調査し、これらを踏まえた新たな防除体系を確立・導入する。 このことにより、病害虫の防除効果を維持しつつ、輸出相手国で登録のない農薬の代替又は使用の低減等の技術的課題を図り、我が国農産物の海外への輸出促進に資するとともに、病害虫被害の軽減に寄与する。	0052
	無人ヘリコプター重量規制緩和の効果を活かした新たな防除技術等の確立事業委託費 (16) (平成27年度) (主)	-	-	29 (28)	24	無人ヘリを活用した野菜類の低濃度多量散布方法による防除等に係る運行基準の確立を図るとともに、無人ヘリコプター安全基準の現地実証及び講習会を実施することにより、これまで利用が進んでいなかった分野への無人ヘリコプターの利用拡大を図り、安全な農産物の安定供給に寄与する。	0053
	おみやげ農畜産物検査受検円滑化支援事業 (17) (平成27年度) (主)	-	-	15 (15)	45	①お土産販売に取り組む産地における円滑な動植物検査手続きの実践に必要な支援、②モデル販売を通じた事業者が取り組みやすい動植物検査手続きや体制の構築など、訪日旅行者等が直売所等で購入した農畜産物を、動植物検査を経て空港やクルーズ船の寄港地で受け取ることのできる体制の整備を図ることにより、訪日旅行者等による高品質な我が国農畜産物のお土産としての持ち出しの促進に寄与する。	0054
	LED光源を利用した予察灯の実用化事業委託費 (18) (平成27年度) (主)	-	-	10 (9)	8	①害虫が走光性を示す波長域を探索し、実際の農地(水田・畑)で誘殺データを収集しつつ、LED光源(電球)の試作、②LED光源及び白熱電球による害虫の誘殺データを定量評価し、LED光源の改良を行い、独立電源で設置可能な省電力かつ安価な予察灯を実用化し、全国で安定的に発生予察事業を実施することにより、安全な農産物の安定供給に寄与する。	0055

19	産地リスク軽減技術総合対策事業 (平成27年度) (関連:28-9、11、12、13)	—	—	318の内数 (299の内 数)	237の内数	未利用資源を活用した肥料の製造法の開発等や施肥量やコストを削減する施肥法の実証・実用化を支援することにより、資材高騰等のリスク軽減に寄与する。	0183
20	米管理経費(国内米買入費、輸入 米買入費、米管理費) (昭和元年度以前)(主)	187,520 (119,047)	234,484 (186,889)	192,347 (135,201)	186,159	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定等に基づき、国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万吨程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を在庫として保有することとしている。このため、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営のための国内米の政府買入れを実施する。 また、ガット・ウルグアイラウンド合意(WTO協定)に基づく国際約束数量(77万玄米トン)を踏まえたMA米(ミニマム・アクセス米)の輸入を行う。 さらに、当該買入れ又は輸入した米穀について、売渡しを行うまでの間の保管・備蓄、運送、加工等の業務を民間事業者に委託して行うほか、産地の主体的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る取組への支援を行う。 これらの施策を通じ、国民の主要な食糧である米穀が、主食としての役割を果たし、かつ、我が国農業の重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の保有、機動的な運営、及び国家貿易による輸入から売渡し等に係る措置を総合的に講ずることにより、米穀の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。	0060
21	学校給食用政府備蓄米支援事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成15年度) (主)	—	—	—	—	米飯学校給食の推進及び政府備蓄米の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付等を実施する。このことにより、米飯学校給食の推進及び備蓄制度の理解促進に寄与する。(平成27年度枠:無償交付2.5千トン、有償交付0.4千トン)	—
22	加工原材料用政府所有米穀導入 促進事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成10年度) (主)	—	—	—	—	新たな米加工試験やこれらの米加工新製品が市場定着するまでの支援として政府米の無償交付を実施する。また、今後需要の拡大が期待される加工業者に対して特例価格により有償交付を実施する。このことにより、米を利用した新製品の開発を促進し、米穀の加工用途への需要創出に寄与する。(平成27年度枠:無償交付0.2千トン、有償交付0.2千トン)	—
23	麦管理経費(食糧麦買入費、麦管 理費) (昭和20年度) (主)	315,915 (199,250)	305,738 (239,783)	322,409 (206,853)	330,531	我が国は、麦の需要の約9割を輸入で賄っており、そのうち、汎用性が高く輸入ロットが大きい主要5銘柄の小麦(年間約500万吨)については、アメリカ、カナダ、オーストラリアから競争入札により一般輸入する。輸入ロットが小さい主要5銘柄以外の小麦と大麦(年間約50万吨)については、輸入業者と実需者が結びついて申込みを行うSBS方式により輸入している。 また、麦の供給が不足する事態に備え、食糧用輸入小麦の買受資格者が食糧用輸入小麦を一定水準以上備蓄する場合、1.8ヶ月分の備蓄に要する費用を助成するとともに(食糧麦備蓄対策費補助金)、不測の事態が生じた場合において、新たな輸入先国から安全な小麦の輸入を確保できるよう、安全性検査を実施する。さらに、我が国未承認の遺伝子組換え小麦の混入の疑義が生じた場合の確認検査等を行う。 これらの施策を通じ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、国民の主要な食糧である麦が、その役割を果たし、かつ、北海道の畑作輪作体系、都府県の水田営農における重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、国家貿易による輸入・売渡し・備蓄に係る措置を総合的に講ずることにより、麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。	0061
24	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (関連:28-9)	97,820 (62,289)	106,430 (46,339)	78,715 (36,316)	82,168	飼料需給安定法に基づき毎年度策定される「飼料需給計画」に従って、飼料用麦の輸入を目的とした買入れを実施。 これにより、飼料の需給及び価格の安定を図り、畜産の振興及び国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0154
25	飼料穀物備蓄対策事業 (昭和51年度) (主)	1,615 (1,439)	1,615 (1,559)	1,580 (1,514)	1,766	不測の事態に備え、配合飼料製造事業者等の事業継続計画(BCP)に基づく飼料穀物備蓄等の取組を支援することにより、配合飼料の安定供給の確保を通じて、畜産経営の安定及び国民への畜産物の安定供給を図る。	0056
26	技術でつなぐバリューチェーン構築 のための研究開発 (平成26年度) (関連:28-10)	—	2,991 の内数 (2,988 の内数)	1,915 の内数 (1,915 の内数)	874 の内数	二国間共同研究による海外遺伝資源の特性情報の解明等を推進することにより、海外遺伝資源のアクセス環境を整備し、我が国の新品種開発の取組に貢献することで、総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	0169
27	世界食料需給動向等総合調査・分 析関係費 (平成20年度) (主)	55 (49)	61 (51)	118 (102)	153	国際食料事情の変化を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、農林水産省独自の食料需給情報の把握・分析の多角化・高度化と効果的な提供を図る。このことにより、国際的な食料の供給不安の対応に寄与する。	0041
28	国際機関を通じた農林水産業協力 拠出金 (昭和48年度) (主、関連:28-12、20)	1,563 (1,563)	1,657 (1,657)	1,917 (1,917)	1,873	国連食糧農業機関(FAO)などの農林水産分野の国際機関と協力し、途上国でのフード・バリューチェーンの構築支援、アフリカ等開発途上国における飢餓や貧困の削減、気候変動対策や越境性感染症対策などの地球的規模の課題への対応及び水産資源の適正な管理・持続的利用の確保等の推進により、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	0039

29	国際農業協力等委託・補助事業 (平成25年度) (主、関連:28-4)	200 (196)	184 (183)	325 (300)	297	アジア・アフリカを中心とした開発途上国における飢餓や貧困の削減等の課題に対応すべく、途上国でのフードバリューチェーンの構築支援、農業生産の拡大や生産性の向上のための手法確立及び途上国における地域の農業リーダーのための人材育成等を実施することにより、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	0040
30	農林水産分野における遺伝資源利用促進事業 (平成24年度) (関連:28-12)	20 (20)	46 (46)	30 (30)	29	「強み」のある農産物等の創出を目指し、我が国の品種開発を加速させるため、海外の遺伝資源の円滑な導入・利用に必要な情報の提供や相手国との意見調整を行う。 導入に際しては生物多様性条約のルールを守ることを通じて、生物多様性の保全や遺伝資源の持続可能な利用の推進に寄与するとともに、我が国の新品種開発の環境整備に貢献することで総合的な食料安全保障の確立にも寄与する。	0184
31	国際漁業協力推進事業 (平成24年度) (主、関連:28-12)	619 (594)	557 (556)	500 (494)	524	入漁等我が国との漁業関係がある開発途上国を対象とした漁業技術・資源管理等に関する研修及び水産振興・資源管理を図るための専門家の派遣や資機材の供与など、資源管理の取組への支援等を通じ、国際的な水産資源の持続的利用の推進と我が国漁船の海外漁場における操業の確保を図ることにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	0062
32	海外農林業開発協力問題調査等委託費 (昭和63年度) (主)	23 (19)	22 (21)	69 (64)	114	かんがい排水技術の開発及び普及促進、水田農業の多面的機能等の重要性についての国際的な理解の醸成を図ることにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	0057
33	国際食糧農業問題調査等委託費 (平成20年度) (主)	36 (36)	30 (30)	27 (27)	27	今後の多国間・二国間交渉戦略を重点的に念頭におき、各国における直接所得補償、農産物の価格支持といった農業政策の状況、農産物貿易の動向、EPA(注4)/FTA(注5)関係情報及び海外農業投資について調査・分析を行い、EPA/FTA交渉など今後の国際交渉に適切に対処し、また我が国の食料安定供給に資するための資料とする。	0042
34	国際分担金 (昭和26年度) (関連:27-20)	482 (423)	532 (492)	641 (595)	708	まぐろ類等の水産資源の管理を行う地域漁業管理機関、動物伝染病の防疫等に関する国際基準等を策定する国際獣疫事務局等の国際機関に対し、条約・規則等に規定された運営費等を加盟各国が分担して支出する義務的経費。農林水産分野における国際貢献や国益の確保に寄与する。	0038
35	海外農業農村開発促進調査等補助金 (平成23年度) (主)	306 (298)	313 (309)	253 (239)	149	開発途上国における地球環境問題や貧困削減等の課題解決のための調査や我が国の農業農村開発協力を促進するための各種取組を実施することにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	0058
36	緊急食糧支援事業 (平成11年度) (主)	8,413 (8,413)	8,572 (8,572)	8,694 (8,694)	8,773	我が国は、国連世界食糧計画(WFP)からのアピール等を受け、人道支援の観点から、平成10年度にインドネシアに70万トン、平成12・13年度にWFPの実施する北朝鮮緊急食糧支援事業のために50万トンの政府保有米の貸付けを実施した。当該貸付けの償還は国際価格で行われることから、本事業により、貸付け時の国内評価額との差額を補てんした上で食料安定供給特別会計に償還する。このことにより、我が国の食料安定供給に寄与する。	0059
37	農林水産業におけるロボット技術安 全性確保策検討事業 (平成28年度)	-	-	-	90	農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要な自動走行農業機械や、農薬等の散布を行うドローン等のロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれに基づく安全確保作のルール作りなどを支援。 これにより、規模拡大や省力化、作業の軽労化に資するロボット技術等の導入推進が行われ、我が国の食料安定供給に寄与する。	新28-0011
38	薬用作物等地域特産作物向け防除 体系の確立推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	-	26	使用できる農薬に限られている薬用作物等地域特産作物について、①農薬の適用拡大に必要な試験方法の確立、薬効、薬害等の試験実施等への支援、②多様な防除技術を組み合わせた防除体系の確立・導入への支援により、農薬の適用拡大の加速化や総合的な病虫害防除体系の確立を図り、薬用作物等地域特産作物の安定的かつ高品質な生産に寄与する。	新28-0012
39	植物検疫に係る臭化メチルくん蒸の 代替薬剤開発事業委託費 (平成28年) (主)	-	-	-	23	植物検疫くん蒸剤として臭化メチルを使用することができなくなる品目について、輸入検査において検疫有害動植物が発見された場合、消毒手段が無いことによって廃棄又は返送となることから、臭化メチルの代替薬剤として既に登録されているヨウ化メチルが使用できるよう、その農薬登録に対象作物を追加するために必要な試験を実施し、臭化メチルに代わる検疫くん蒸剤を確保し、食料の安定的な供給に寄与する。	新28-0013
40	二国間輸出解禁協議の加速化のた めの新たな検疫措置の確立、実証 事業委託費 (平成28年度) (主)	-	-	-	19	輸出重点品目等のうち、技術的課題が二国間輸出解禁協議等の進展の支障となっている品目について、協議の加速化を図るために必要な技術的データ等の蓄積を行い、新たな検疫措置を確立する。 このことにより、二国間輸出解禁協議等を加速化し、輸出解禁、検疫条件の緩和等による生産者の負担軽減を図り、我が国農産物の海外への輸出促進に資するとともに、病虫害被害の軽減に寄与する。	新28-0014

41.	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費 (平成28年度) (主)	-	-	-	17	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において馬術競技を行う会場は、過去の事例及び効率性等を踏まえて輸出入検査を行う検疫場所とすることとしている。我が国で未発生であり、有効なワクチンや治療法がない馬びろプラズマ病を媒介するダニは日本にも分布するため、馬術競技場及びその周辺の本ダニの生息調査を実施し、的確な駆除計画を策定の上、ダニの駆除を行い同競技場のダニの清浄性を確保することにより馬びろプラズマ病の我が国への侵入・まん延を防ぎ、我が国の家畜衛生体制の信頼を確保するとともに、円滑な馬術競技の実現による2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功へ寄与する。	新28-0015
	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費 (平成28年度) (主)	-	-	-	16	我が国には国際獣疫事務局(OIE)が認定する国際的な診断助言施設であるレファレンス・ラボラトリー等の動物疾病基幹診断施設が16施設あり、これら施設は国際的な診断技術の標準化及び防疫体制の確立に貢献しているだけでなく、国内における確定診断、技術普及等においても先導的な役割を果たしている。OIEはこれらの基幹診断施設に対し、平成29年までに検査の精度管理のための外部認定となるISO17025等を取得することを要件としているが、我が国の診断施設は、アジア諸国と比較してもその取得が遅れている。これらの診断施設がISO17025等の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援し、我が国の動物疾病診断・検査体制が国際的かつ客観的な外部認定を受けることにより、信頼性が向上され、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制を構築する等の輸出検疫協議が促進され、畜産物輸出の目標達成に資する。	新28-0016
	国際共同研究による重要家畜伝染病対策事業委託費 (平成28年度) (主)	-	-	-	13	近隣諸国・地域で発生が継続している鳥インフルエンザ及び口蹄疫について、我が国への侵入リスクの増大に的確に対応するため、韓国、中国等の研究機関と連携した調査研究等を行い、我が国の越境性動物疾病の侵入・発生の防止及び防疫体制の強化に資する。	新28-0017
政策の予算額[百万円]				635,407 <223,963>	634,767 <195,586>		
政策の執行額[百万円]				451,027 <164,971>			

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)「政策の執行額」欄について、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

参考資料

1. 用語解説

注1	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11 年法律第110号)に基づき、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
注2	鳥インフルエンザ	A型のインフルエンザウイルスの感染による鳥類の疾病。 鳥インフルエンザのうち鶏等に高致死性の病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。 鶏等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡することもあり、ひとたび発生すれば、その伝播力の強さ及び高致死性から、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かすおそれがある。
注3	BSE(牛海綿状脳症)	Bovine Spongiform Encephalopathy(牛海綿状脳症)の略。異常プリオンたんぱく質(細胞たんぱく質の一種が異常化したもの)に汚染された飼料(BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等)の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。平均5～5.5年感の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。
注4	EPA	Economic Partnership Agreement(経済連携協定)の略。FTA(自由貿易協定)の内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。
注5	FTA	Free Trade Agreement(自由貿易協定)の略。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定。